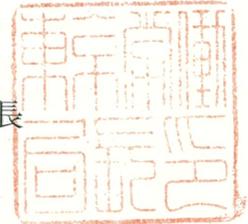


東労発基 0530 第 1 号
令和 5 年 5 月 30 日

公益社団法人 立体駐車場工業会
会長 殿

東京労働局長



第 96 回全国安全週間の実施について

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では、企業を始め関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月7日までを本週間とした、第96回全国安全週間を別添の実施要綱に基づき全国的に展開いたします。

東京労働局管内における令和4年の労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症によるり患を除いたもの）については、死亡者数は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷者数については、前年を上回る見込みであり、近年増加傾向が見られます。

さらに、休業4日以上死傷者数は2年連続で1万人を超えており、憂慮すべき状況にあります。

東京労働局では、本年3月に第14次東京労働局労働災害防止計画を策定し、「Safe Work TOKYO」の下、「トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」」をキャッチフレーズとして、事業場の労使はもとより、関係業界団体、関係行政機関等すべての関係者が認識を共有して取組を推進しているところです。

全国安全週間については広く地域社会での安全意識の高揚と安全活動の定着、そして第14次東京労働局労働災害防止計画に基づく取組の啓発及び浸透を積極的に図っていきたいと考えております。

つきましては、貴団体におかれましても、別紙を会報等に掲載する、会議で配布する等により、傘下関係事業場に周知するなど関係者に対する労働災害防止の指導・啓発について特段の御理解、御協力をお願いいたします。

職場における労働災害防止の要請

都内の労働災害による死亡者数は、労使の皆様を始め関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきています。

しかしながら、今なお死亡災害が発生しており、昨年1年間においては、55人（新型コロナウイルス感染症によるり患を除いた人数。以下同様。）の方が労働災害により亡くなられています。

令和4年における全産業の休業4日以上労働災害による死傷者数は10,802人に上り、2年連続1万人を超えており、憂慮すべき状況にあります。

特に高所等からの墜落・転落による死亡災害は、建設業のみならず他の産業でも発生しており、高所作業時の安全対策が重要となっています。

また、死傷者数の7割が第三次産業に従事する方々であり、転倒、腰痛等による労働災害が多く発生していることから、これらに対する防止対策を講じることも必要です。

労働災害の増加には、様々な背景があり、都内の就業状況の変化や社会情勢等、種々の原因が考えられます。

また、60歳以上の高年齢労働者による労働災害が増加する傾向が見られており、今後も就労割合の増加が見込まれることから、一層の安全対策の充実が求められています。

労働災害は本来あってはならないものであり、安全な就労環境を築くためには、経営トップの強い意識による取組と併せ、それぞれの立場に応じたすべての関係者が認識を共有して取組を推進することが必要です。

また、労働災害のない職場づくりを進めることは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

7月1日から7日までを本週間とする全国安全週間を控え、準備期間である6月は、事業場の安全について点検を行う良い機会でもあります。

事業者の皆様におかれましては、別紙事項に特にご留意の上、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、安全衛生意識の高揚と向上のための活動を行っていただきますよう要請いたします。

令和5年6月

厚生労働省 東京労働局長

辻田博

職場の安全・衛生のための活動

東京都内では、**2年連続して1年間で1万人**を超える方が仕事に発生した労働災害や事故により被災しています。

労働災害を防止するため、以下の事項に取り組みましょう！

□経営トップの安全衛生方針の発信が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。この観点から、経営トップが方針を表明し、職場の安全衛生に対する意識や取組をご確認ください。



□安全衛生管理体制は確立されていますか？

労働災害を防止するには、企業の自主的活動が不可欠です。

このため、安全管理者などの法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどをご確認ください。

また、第三次産業の一部業種など、安全管理者等を置くことが義務付けられていない事業場においても、安全衛生に関する担当者（安全推進者）を置き、職場環境の改善や作業方法の改善、労働者への安全教育や意識啓発の取組を行ってください。



□職場内の危険を洗い出し、順次改善していきましょう！

機械設備や生産工程の多様化・複雑化に伴い、個々の事業場に合った危険性の把握が一層重要となっています。このため、職場内の危険性を調査し、必要な措置を講じること（リスクアセスメント）は、事業者の責務とされています。

職場内の危険な場所や作業内容を不断に確認し、危険性の高いものから順次改善を行ってください。



□労働者1人1人に対する安全衛生の意識啓発をお願いします！

職場内での転倒や、移動中の交通事故など、労働者1人1人の安全意識が重要となる労働災害の割合が増えています。死亡災害などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が危険性を事前に察知することも重要です。

この観点から、労働者1人1人に対し、事業場内の設備や作業内容等に応じた安全・衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発の取組をお願いします。

首都東京で働く人の労働災害を防ぎましょう！

東京労働局では、第14次労働災害防止計画に基づく取組を推進しています。



トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」
東京労働局・労働基準監督署



東京労働局 HP